一〇・〇五	とうもろこし			
一〇〇五・一〇	播種用のもの			
一〇〇五・九〇	その他のもの			
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）			
	その他のもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第一項の規定の適用を受けないもの			
一〇・〇六	米			
一〇・〇七	グレーンソルガム			
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一〇〇八・一〇	そば			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	ミレット			
一〇〇八・二一	播種用のもの			
一〇〇八・二九	その他のもの			
一〇〇八・三〇	カナリーシード			
一〇〇八・四〇	フォニオ（ディギタリア属のもの）			
一〇〇八・五〇	キヌア（ケノポディウム・クイノア）			
一〇〇八・六〇	ライ小麦			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
一〇〇八・九〇	その他の穀物			
	第一一類			
一一〇一・〇〇	穀物、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
一一・〇二	小麦粉及びメスリン粉			
一一〇二・二〇	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			
一一〇二・九〇	とうもろこし粉			
	その他のもの			
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉			
	その他のもの			
	ライ麦粉			
一一・〇三	その他のもの			
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
一一〇三・一一	小麦のもの			
一一〇三・一三	とうもろこしのもの			
一一〇三・一九	その他の穀物のもの			
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの			
	オートのもの			
	その他のもの			
	ペレット			
一一〇三・二〇	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの			
	オートのもの			
	とうもろこしのもの			
	その他のもの			

一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
一一〇四・一二	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
一一〇四・一九	オートのもの			
	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			
	とうもろこしのもの			
	その他のもの			
一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・二三	オートのもの			
	とうもろこしのもの			
	コーンフレークの製造に使用するもの			
	その他のもの			
一一〇四・二九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			
	その他のもの			
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット			
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの			
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの			
	カッサバ芋のもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの			
	バナナのもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）			
一一・〇八	でん粉及びイヌリン			
	でん粉			
一一〇八・一一	小麦でん粉			
一一〇八・一二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）			
一一〇八・一三	ばれいしょでん粉			
一一〇八・一四	マニオカ（カッサバ）でん粉			
一一〇八・一九	その他のでん粉			
一一〇八・二〇	イヌリン			
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）			